

手続きは
お早めに

春は退職や就職などで 保険や年金の手続きが多くなります

☆この時期の「国民健康保険（国保）」「国民年金」の主な手続きを掲載しています。

該当する場合は、市役所（本庁または支所）の窓口で手続きを行ってください。
手続きは、2週間以内に済ませましょう。

（1）退職された方で国保へ加入する場合

区分	加入手続きに必要なもの（退職の翌日から手続きができます。）	
国保 ・ 年金	健康保険加入期間証明書	出雲市の指定の用紙 〔本庁・各支所保険担当窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます〕、 または会社から発行される加入期間、扶養等がわかる書類
	年金証書	65歳未満で厚生年金、共済年金等の年金証書をお持ちの方
	年金手帳	20歳～60歳未満の方。退職者本人の手帳と、退職者の配偶者の方で 第3号被保険者であった方も年金手帳をお持ちください。

（2）任意継続の保険資格を喪失された方で国保へ加入する場合

区分	加入手続きに必要なもの（喪失日から手続きができます。）	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある保険証、または保険者から発行される 保険喪失内容、扶養等がわかる書類
	年金証書	65歳未満で厚生年金、共済年金等の年金証書をお持ちの方

（3）就職された方（国保から就職先の保険にかわる方）

区分	脱退手続きに必要なもの（就職先の保険証を受け取ってから手続きができます。）	
国保 ・ 年金	国民健康保険証	就職者本人の保険証と、就職先の保険に入られた方全ての保険証と 国民健康保険証。
	就職先の保険証	
	年金手帳	20歳～60歳未満の方。就職者本人の手帳をお持ちください。

（4）就学された方

区分	申請ができる方	申請手続きに必要なもの	
国保	市外へ転出された方で、 国保の学生用保険証を希望される方	国民健康保険証 在学証明書または学生証の写し（後日の提出も可能です。）	
年金	本人の前年所得が118万円以下で、国民年金保険料の「学生納付特例」を受け ることを希望される方	年金手帳 在学証明書または 学生証の写し	【申請場所】 住所地の市町村窓口または 最寄の年金事務所 【申請できる期間】 H25.4～H26.4（H25年度分） H26.4～H27.4（H26年度分）

窓口で保険証等の交付を受ける際には来庁された方の本人確認を行っています。
本人確認できるもの（運転免許証・住基カード・保険証等）をお持ちください。

家計にやさしい

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される薬です。『成分・効き目・安全性』は先発医薬品と同等と厚生労働省が認めていますので安心して使うことができます。

開発コストが安く抑えられる分安価!!

薬の価格は2割以上、中には5割以上安くなる場合もありますので、窓口で支払う負担が軽くなります。

※変更後の支払額は薬剤師さんに確認しましょう。

さまざまな病気や症状に対応!!

慢性疾患(高血圧症、糖尿病、脂質異常症)など、さまざまな病気や症状に対応したジェネリック医薬品が作られています。

※すべての先発医薬品に対応したジェネリック医薬品があるわけではありません。



ジェネリック医薬品に変更するには?

ジェネリック医薬品は、医療用医薬品ですので、まずは主治医に相談してみましょう。なお、処方せんの「変更不可」欄にチェックがなければ調剤薬局でジェネリック医薬品に変更できます。

主治医に言い出しにくい場合には、『ジェネリック医薬品希望カード』を利用しましょう。保険年金課・各支所保険担当窓口にあります。

知っていますか?

整骨院・接骨院にかかるとき...

整骨院・接骨院で施術を受ける場合、保険証が使える範囲が限られています。保険証が使えなければ、費用は全額自己負担になりますので、ご注意ください。

保険証が使える場合

- ・外傷性のねんざや打撲、肉離れ
- ・骨折・脱臼の施術
(緊急の場合を除き、
医師の同意が必要です)



「いつ、どこで、
何をして…」

**負傷の原因を正しく
伝えて保険が使えるかどうか確認しましょう!**

保険証が使えない場合

- ・日常生活の中での単なる疲れや肩こり
- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・病気(内科的原因による疾患)による
こりや痛み
- ・同じ負傷について同時期に病院や
診療所で治療を受けている場合
など

おたずね

本庁 保険年金課 ☎21-6982
平田支所 市民福祉課 ☎63-5500
多伎支所 市民サービス課 ☎86-3116
大社支所 市民サービス課 ☎53-3115

佐田支所 市民サービス課 ☎84-0111
湖陵支所 市民サービス課 ☎43-1214
斐川支所 市民生活課 ☎73-9102